**関西大学から外国人差別、法律違反をなくそう**

# 特任外国語講師の解雇制度廃止
# 特任外国語講師への社会保険適用
# 専任教員への労働保険適用

## を求める署名

（呼びかけ団体　大阪教育合同労働組合関大支部）

関西大学は、外国語教育に力を入れるために、特任外国語講師を雇用しています。しかし、講師たちはどんなに熱心に働いても、学生の英語理解力をどれほど高めても、3年たてば解雇されます。それは、特任外国語講師の雇用契約は1年単位であり、更新は2回までしかできないと雇用契約書に書かれているためです。だから、特任外国語講師を続けたい場合は、いったん退職し、1年以上の空き期間をおいてから応募しなければなりません。現に、3年間の講師期間が終わり、日本で仕事を見つけられなかったため、タイで1年間を過ごし、再び関大で特任外国語講師をしている者もいます。

解雇される講師の代わりに採用する新人講師の給料等の待遇は解雇される講師と同一ですので、解雇制度に経済的な理由はありません。単に人を入れ替えるだけのことです。

このような3年期限の雇用について、関大は労働組合との団体交渉において、その理不尽さを認めながらも、「3年を超えて雇用すれば、期限付き雇用でなくなり、専任と同じになってしまうので、この制度を廃止できない」と回答しました。逆に「専任にも多様な雇用形態を導入したい」と、特任外国語講師の解雇制度を専任にも拡大する意図を見せました。

特任外国語講師使い捨て解雇制度は、講師の生活および研究活動を破壊するだけではありません。経験豊かな優秀な講師を解雇することで、教育の質を低下させる危険性を生じさせ、学生に損失を与えかねないのです。百害あって一利なしの、特任外国語講師の解雇制度は即時廃止すべきです。

また関大は、特任外国語講師を社会保険に加入させず、国民健康保険に加入させています。これは明かな法律違反です。私立学校の教職員はすべて「私学共済」に加入することが義務づけられています。関大は、保険料の使用者負担を免れるために、違法行為を行っているのです。

さらに関大は、専任教員を雇用保険に加入させていません。雇用保険は、使用者・労働者・国の三者がそれぞれに掛金を負担し合って、失業給付や職業教育に備えるものですから、関大は雇用保険制度にただ乗りしていることになります。法学部まで設置する高等教育機関がこのような違法行為を続けることは、社会的に許されないことです。

私たちは、関西大学が上記の違法行為、反社会的行為を反省し、特任外国語講師の解雇制度廃止、特任外国語講師への社会保険適用、専任教員への労働保険適用を直ちに行うことを求めます。

| 名前 | 住所 | 所属学部・部署 |
| --- | --- | --- |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

学校法人　関西大学
理事長　羽間　平安　殿